

国際会計基準審議会 御中

公益社団法人  
日本証券アナリスト協会  
企業会計研究会

## 公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」について

日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、国際会計基準審議会（以下、IASB）が2024年7月31日に公表した公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」（以下、本公開草案）に関する意見書を提出する。

当協会はアナリスト教育試験制度を運営する公益社団法人で、約29,000名の日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA\*）を擁する。

企業会計研究会は、1977年3月に設立された当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、学識経験者を含む11名の委員で構成されている。

当協会では、企業会計研究会の委員、サステナビリティ報告研究会（国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）等の基準設定主体に意見発信する当協会の常設委員会）の委員及び一部のCMAに対して本公開草案に関するアンケートを実施し、16名から回答を得た。そのアンケートの集計結果を基に、企業会計研究会の委員が議論して、当協会の意見書を作成した。本公開草案に関するアンケートの集計結果は、付録資料として添付した。

以下、我々の意見を各質問に沿って述べる。

### 質問1—設例の提供

IASBは、企業が気候関連及びその他の不確実性の影響を財務諸表において報告するためにIFRS会計基準の要求事項をどのように適用するのかを例示する8つの設例を提供することを提案している。IASBは、これらの設例が財務諸表におけるこれらの影響の報告を改善するのに役立つと見込んでいる。これには、企業の一般目的財務報告書の間のつながりを強化するのに助けることによるものが含まれる。

結論の根拠のBC1項からBC9項は、この提案についてのIASBの論拠をさらに説明している。

(a) 設例の提供が、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性の影響の報告を改善するのに役立つことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

IASBは、例示を教育的資料として公表したり基準に含めたりするのではなく、IFRS会計基準に付属する設例として含めることを提案している。

結論の根拠のBC43項からBC45項は、この提案についてのIASBの論拠をさらに説明している。

(b) 例示をIFRS会計基準に付属する設例として含めることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

我々は、「(a) 設例の提供が、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性の影響の報告を改善するのに役立つこと」及び「(b) 例示をIFRS会計基準に付属する設例として含めること」にいずれも同意するが、いくつか改善提案がある。

我々のアンケートのQ1では、「同意する」という回答者は56.3%、「同意しない」が12.5%、「どちらとも言えない」が31.3%であった。

気候変動リスクの高い企業ではサステナビリティ開示において移行計画等が提示されているが、そうした会社の多くでは財務諸表においてこうした移行計画等の影響について開示されていない。本来、会計基準に基づいて重要性があればその影響についてなんらかの開示をすべきである。こうしたことを促進するものとして、設例の提供に賛同する。

(a)について、本公開草案は、気候関連及びその他の不確実性の影響に関して、IFRS会計基準は一般的に十分であると示した上で、適用上の課題に対応するための設例を提供するものである。我々は、会計基準に基づき開示される財務諸表とサステナビリティ開示基準に基づき開示されるサステナビリティ情報では、そもそも時間軸が異なるため、サステナビリティ開示に記載された不確実性に関する情報が、すべからく財務諸表に反映されるものとは考えていない。財務諸表では、会計基準に基づく時間軸の中で、必要十分な情報を開示すべきであり、会計基準の拡大解釈はあってはならないと考える。そうした前提の下で、これらの設例は、財務諸表利用者が行う意思決定への影響に焦点を当てていること、財務諸表で何を開示すべきか、何を開示すべきではないかを明確化していること、会計基準とサステナビリティ開示基準の役割を明確化していることから、有意義であると考えます。

ただし、サステナビリティ開示基準は今後多くの法域で導入され、開示事例が積みあがっていくと考えられるため、設例については、そうした事例の積み上げに応じて改訂すること

が必要と考える。また、IASBとISSBとの間でコネクティビティに関する検討が進んだ際にはより網羅的な文書を公表する、IFRS会計基準とIFRSサステナビリティ開示基準の要求事項に不整合がある場合には基準の改訂を考える、といった措置も必要であると考え。

(b)については、利害関係者に周知徹底するために、英語以外の言語に翻訳されるIFRS会計基準に付属する設例で提供することに同意する。

ただし、IASBの提案では、関連する個々のIFRS会計基準に設例がばらばらに提供されることになるため、気候関連及びその他の不確実性の影響に関してIFRS会計基準の要求事項を財務諸表にどのように適用するのか、包括的かつ首尾一貫して利害関係者が理解するのが困難であると懸念する。この点、BC45では、「例示をIFRS会計基準に付属する設例として含めることに加えて、IASBは例示をグループ分けして単一の文書として公表する可能性がある。」と示しているが、これに賛同したい。また、IFRS会計基準に付属する設例とは別に、今回開発した設例全体を包括的に解説する教育的文書を提供することも一案であろう。

#### 質問2—設例の開発に対するアプローチ

本公開草案の設例1から設例8は、企業がIFRS会計基準の具体的な要求事項をどのように適用するのかを例示している。IASBは、次のような要求事項に関する例示に焦点を当てることを決定した。

- (a) 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性の影響の報告に最も関連性があるものに含まれる。
- (b) 財務諸表における気候関連リスクの影響に関する情報が不十分であるか又は財務諸表の外の一般目的財務報告書において提供されている情報と不整合に見えるという懸念に対処する可能性が高い。

結論の根拠のBC10項からBC42項は、設例の開発にあたってのIASBの全体的な考慮事項並びに各設例の目的及び論拠をさらに説明している。

設例の開発に対するIASBのアプローチに同意するか。特に、設例において例示されている要求事項及び事実パターンの選択並びに設例の技術的内容に同意するか。

賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

我々は、設例の開発に対するIASBのアプローチに同意するが、いくつか提案がある。

我々のアンケートのQ2では、「同意する」という回答者は56.3%、「同意しない」が12.5%、「どちらとも言えない」が31.3%であった。

設例の開発に対するアプローチ、また、設例において例示されている要求事項及び事実パターンの選択並びに設例の技術的内容自体には同意するが、以下のような改善が必要と考える。

- 設例の例示は単純化され過ぎているため、これらだけでは、作成者が設例に挙げられている具体的なケースを狭く解釈したり、新たなリスクに関する開示をカバーできなかったりする可能性がある。設例の例示により具体性を持たせたり、設例に加えて設例の背後にある汎用的で基本的な考え方の説明があつたりすれば、そうした可能性を排除し、より開示の改善につながると考える。また、その汎用的で基本的な説明には、設例はあくまで特徴的・原則的な例を挙げたもので、異なる状況でも開示が必要になると考えられる場合もあることを強調すべきである。
- 「設例2—追加の開示を生じさせない重要性の判断」は、重要性がないため開示を行わないという判断が適切に行われるよう、重要性の判断に関するガイダンスを追加提示した上で、設例をより具体化したり、事例を増やしたりすべきである。
- 提案されている設例に加え、アナリスト・投資家にとって重要なセグメント情報、すなわち、セグメント情報の記載欄に不確実性の影響に関する情報が開示されるような設例も提供すべきである。
- 設例は、気候関連に限らず、他のサステナビリティ関連及びサステナビリティ関連以外の不確実性に関する設例をバランスよく設けるべきである。

質問 3—その他のコメント
本公開草案に対して他に何かコメントがあるか。

特になし。

以上

## 資料：本公開草案に関するアンケート集計

当協会では、企業会計研究会の委員、サステナビリティ報告研究会の委員及び一部のCMAに対し本公開草案に関するアンケートを実施し、16名から回答を得た。

### Q1：設例の提供 …質問1

(a) 同意する。	9人	56.3%
(b) 同意しない。	2人	12.5%
(c) どちらともいえない。	5人	31.3%
合 計	16人	100.0%

### Q2：設例の開発に対するアプローチ …質問2

(a) 同意する。	9人	56.3%
(b) 同意しない。	2人	12.5%
(c) どちらともいえない。	5人	31.3%
合 計	16人	100.0%

以上